

＝納税のお知らせ＝
 七月固定資産税(二期)
 国民健康保険税(一期)
 八月町県民税(二期)
 国民健康保険税(二期)

発行所
 愛媛県三崎町役場
 編集
 三崎町役場総務課



印刷所
 クボタ印刷所

世帯数 二、〇八四
 人口七、〇七二
 男 三、二九〇
 女 三、七八二
 昭和五十一年
 六月三十日現在

第二回定例町議会

一般会計補正予算など 十一議案を可決

六月十五日午前十時から会期二日間の日程で、第二回定例町議会が開催され、一般会計・国民健康保険特別会計補正予算など十一議案の審議が行われ、全議案が原案通り可決されました。可決された議案は次のとおりです。

- 議案第二十八号 三崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第二十九号 育児休業に係る給与等に関する条例の制定について
- 議案第三十号 三崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第三十一号 三崎町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第三十二号 三崎町集会所使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第三十三号 昭和五十一年度三崎町一般会計補正予算(第一号)の制定について
- 議案第三十四号 昭和五十一年度三崎町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)の制定について
- 議案第三十五号 昭和五十一年度地籍調査事業(二名津地区)の調査委託契約締結について
- 議案第三十六号 昭和五十一年度災害第二十七号三崎(長浜)漁港防波堤災害復旧工事の工事請負契約締結について
- 議案第三十七号 三崎町の区域内にありながら主なものとして認められていない土地の確定について
- 議案第三十八号 井野浦長浜線舗装六〇〇メートルの区域編入について
- 推薦第一号 農業委員会委員の推薦について
- 以上ですが、主な議案の内容を簡単に説明いたします。
- ◎国民健康保険条例の改正については、地方税法の一部改正により、国民健康保険の課税限度額、低所得者に対する軽減基準額の引き上げが法定され、また本年度国民健康保険税の賦課の基準となる各税率などが確定したことにより条例の一部を改正したものです(くわしいことは役場税務課へお問い合わせ下さい)
- ◎一般会計補正予算(第一号)について

- 期施工を要する事業等の計上を中心に編成いたしました。予算内容については別表のとおりですが、建設事業のうち主なものをとりあげてみます。
- △津松線舗装千九百五十メートル
- △井野浦長浜線舗装六〇〇メートル
- △経塚泊線舗装千五百五十メートル
- △二名津大佐田線舗装五百五十メートル
- △大佐田二名津線舗装五百五十メートル
- △二名津中線改良七百五十メートル
- △三崎井野浦線改良千九百五十メートル
- △明神三崎線新設五百五十メートル
- △県単農道補助金九十九万八千円
- △名取漁港局改千五百五十円
- △釜木漁港海岸保全千五百円
- △与修漁港改良三百五十万円
- △二名津小体育館新築四千四百九十七万円
- △二名津小便所倉庫新築四百五十一万五千円
- △二名津中夜間照明施設三百五十七万円
- △三崎中夜間照明施設増設四十一万六千円
- △正野集会所新築二千九百九十三万八千円
- △中学校施設整備費六百九十七万八千円
- △老人湯だまりの部屋備品八十八万四千円
- △灯台キャンプ場整備費五十五万円
- △消防施設整備費六百八十八万八千円
- △串・名取・明神地区下水道整備費六百八十八万円
- △災害復旧事業三千三百二十七万四千円
- その他、各種団体等に対する補助金及び小・中学校施設等の維持補修費などを計上して総額二億三千五百二十二万九千九百九十九円を補正しました。なお県営事業負担金及びその他の事業については、交付税・起債など財源の見込を考慮しながら今後の補正予算で計上する予定です。
- ◎農業委員会委員の推薦については、議会推薦の農業委員として次の五人(順不同・敬称略)の方が推薦されました。
- 杉山 茂丸
- 金森 高雄
- 井上 博
- 船山 進
- 山下房太郎
- なお任期は昭和五十四年五月十九日です。

一般会計目的別歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)		(単位千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 町	64,595	0	64,595	税
2 地方譲与	7,000	0	7,000	税
3 自動車取得	11,500	0	11,500	交付金
4 地方交付	546,000	25,000	571,000	税金
6 分担金及び	7,354	1,348	8,702	手数料
7 使用料及び	2,598	0	2,598	手数料
8 国庫支出	309,218	80,242	389,460	金
9 県庫支出	222,495	6,158	228,653	金
10 財産	18	0	18	収入
11 寄附	0	4,364	4,364	金
12 繰越	1	0	1	金
13 繰越	10	0	10	金
14 諸町	6,596	1,617	8,213	収入
15 諸町	14,200	-116,500	130,700	債
歳入合	1,191,585	235,229	1,426,814	計

(歳出)		(単位千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 議会	28,260	30	28,290	費
2 総務	152,747	6,493	159,240	費
3 民生	144,052	3,829	147,881	費
4 衛生	46,689	7,211	53,900	費
6 林業	157,488	24,328	181,816	費
7 水産	8,442	1,328	9,770	費
8 工業	31,081	59,684	90,765	費
9 土木	15,474	2,003	17,477	費
10 土防	68,820	96,604	165,424	費
11 教育	381,066	33,274	414,340	費
12 災害	156,966	445	157,411	復旧費
14 公債	500	0	500	償還費
歳出合	1,191,585	235,229	1,426,814	計

二名津診療所の開設20周年に!!

二名津診療所は本町最初の国保直営診療所として、昭和31年7月21日に開設され、以来神松名地区唯一の医療機関として一日に平均百余人の患者を診療し町民の生命と健康を守る努力を続けてきましたが、7月で開設20周年を迎えます。

これまで同診療所運営に寄せられました関係各位のご努力に対し深く感謝いたします。「健康で長生きしたい」と願う町民の方々の要望にこたえるべく、これからも一層努力いたしますが、各位のご尽力をよろしく願っています。

三崎町消防団 本部役員紹介!!

役員	氏名	部落名	年齢
団長	磯崎 茂文	札場	43才
副団長	中田 幸蔵	赤坂	40才
副団長	山本 猛	大佐田	44才
副団長	松本 安由	二名津	46才

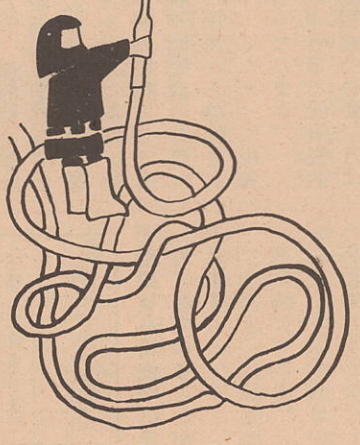
夏の交通事故をなくしよう

夏の交通事故防止運動が四国4県統一で七月十二日から八月十一日まで行われます。

この運動は、夏期におけることと、老人の交通事故を防止するとともに、暴走、過労などの無謀運転から生ずる交通事故の防止をはかるための運動です。町ぐるみで交通事故を絶滅しましょう。

重点目標
 一、暴走過労等無謀運転の追放
 (暴走しない、させない、見に行かない)
 二、こともと老人の交通事故防止
 (ことも、老人に対する交通安全のしつけは、お母さん方が中心となって)

運動期間
 七月十二日(月)から八月十一日(水)まで



八月十一日(水)まで
 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部
 三崎町交通安全協会
 三崎町

心配ごと相談所
 毎月開設!
 町社会福祉協議会で、日頃お困りになっていることや悩んでお



第二十六回社会を明るくする運動

この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合せ、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

今回の重点目標は「青少年の非行防止活動の推進」です。家庭や職場あるいは地域で、青少年にあたりたい思いやりの心で接しましょう。

この運動は、これまで保護観察所、保護司、更生保護会、更生保護婦人会など、日頃非行少年や犯罪者の更生のために尽されている人たちの協力によってすすめられてきました。つなぎあう手と手で非行のない社会(福祉課)

七月一日から三十一日まで

開設予定
 七月 正野
 八月 二名津
 九月 名取
 十月 三崎
 十一月 松

国民年金

奥さん、あなたは国民年金に加入していませんか、将来、自分自身の年金はありますか。

夫婦そろって年金を主人は、共済組合や厚生年金等の老令年金を、奥さんは、国民年金の老令年金を。

老後保障の柱となる年金制度に寄せる期待と関心が高まって本格的な年金時代を迎えましたが、まだ自分自身の年金をもたない方がおられます。それは国民年金に加入されていないサラリーマンの奥さんです。

会社や農協、漁協、学校、役場などに勤めているご主人は、厚生年金や共済組合に加入していますので、将来自分の年金が受けられます。しかし、勤めをもちたい奥さんには不幸にして、ご主人がなくなられた場合に、ご主人が受ける年金額の

半分は遺族年金以外に奥さん自身の年金はあられません。そこで、奥さんにも自分自身の年金を受けようとするために、国民年金に加入されることをおすすめします。

国民年金に加入しますと、保険料を納めた期間に応じた老令年金が支給されますので、老後は夫婦そろって年金を受けられるようになります。また不幸にして母子家庭になられたときは、ご主人が加入していた年金制度から支給される遺族年金とは別に、国民年金から母子年金が支給されます。その他、国民年金加入期間中に病気やケガによって日常生活に支障をきたし、国民年金法に定められている程度の障害者になられたときは、障害年金が支給されます。

国民年金制度の内容を広く町民の皆さんに知っていただくため、左記の方々に国民年金委員に委嘱しましたのでよろしくおねがいします。

国民年金に関する届出、申請及び請求など、国民年金に関することがわからぬことがありましたら、国民年金委員が役場国民年金係にご相談下さい。

三好 益栄
中村 房枝
高田ハル子

国民年金制度の設置のおしらせ!!

町民養老金につきましても、これまで高令者(満八〇才)の方に一人当り三、〇〇〇円を年三回(五月、九月、一月)に分けてお渡ししていましたが、とくに遠方の方のご不便な

国民年金制度の設置のおしらせ!!

国民年金制度の設置のおしらせ!!

国民年金委員

- 梶原クマヨ
- 横山 トメ
- 岩本利平蔵
- 大内 節郎
- 宮川美代子
- 梶谷キクエ
- 宮本 茂子
- 二宮 清香
- 山内トヨカ
- 酒井 サダ
- 山崎 玉子
- 谷口ハナエ
- 大本サヨ子
- 大垣キミエ
- 宮崎サカエ
- 伊津サカエ
- 浅野アヤマ

国民年金に加入する人は一生年金を受けることはできませんので注意して下さい。

今年老令福祉年金の手続きをする人。明治三十九年四月二日以前に生まれた人は満七十才になった人は(住民票の代金)持参の上住民課国民年金係まで手続きにきて下さい。

なお、恩給などを受けている人はその証書も持参下さい。

また、明治三十九年四月二日までに生まれた人で、まだ老令福祉年金を受けていない人はすぐに手続きにきて下さい。

「朝日、福祉電話」が開通しました!!

この度開通しました福祉電話は、朝日新聞社、朝日新聞大阪厚生文化事業団からの、きよ出金によって上記事務局である事業団から六十五才以上の老人又は重度身体障害者に対し貸与されるもので、当町に今年二台贈呈され選定の結果左記の方に貸与することになりました。今年四月十六日午前十時に開通いたしました。

名取 加藤米吉
四一〇四番
木下善松
四一〇五番

「たばこ」は町内で買ひましよう

「たばこ」は町内で買ひましよう

「たばこ」は町内で買ひましよう

「たばこ」は町内で買ひましよう

犬の放し飼いはやめましよう!!

最近放し飼いをしている人が増えて、荒れて住民に迷惑をかけています。放し飼いは、県・町条例で禁止されています。所有者の方は十分気をつけて下さい。

野犬・不用犬の買い上げ日程が決まりました!!

- 七月九日(金)
- 八月二十七日(金)
- 九月十日(金)
- 十月八日(金)
- 十一月十二日(金)
- 十二月十日(金)
- 一月十四日(金)
- 二月二十五日(金)

三崎町の交通指導員紹介!!

- 二名津 浜田 松平
- 名取 水根 福雄
- 松 亀井 竹男
- 指導員の任期は昭和51年4月1日より昭和53年3月31日までの2年間です。

二名津地区推進委員名簿

氏名	生年月日	TEL	住所	任期
1 笹田 義民	T. 7. 11. 19	4-0323	二名津100番地	昭和51
2 石井 興	T. 7. 8. 27	4-0747	196番地	"
3 金森 高雄	T. 9. 7. 10	4-0622	300番地	"
4 小西藤士雄	S. 2. 1. 29	4-0617	298番地	"
5 村井 健	S. 3. 2. 8	4-0613	203番地	"
6 平石勝義	T. 10. 5. 21	4-1910	283番地	"
7 清水 台一	M. 44. 2. 15	4-0953	258番地	"
8 中川 次雄	S. 6. 2. 19	4-0921	102番地	"
9 浅井徳四郎	M. 44. 4. 7	"	244番地	"
10 出海 源夫	S. 12. 12. 9	4-8168	*3173番地の9	"
11 出海 寅好	T. 15. 1. 1	"	38番地	"
12 森橋 長治	S. 4. 9. 4	4-1235	114番地	"
13 土手 杜彦	S. 9. 9. 21	4-0878	209番地	"
14 萩森 寅義	S. 5. 12. 20	4-0993	*3173番地の3	"

愛媛県生活安定資金の貸付について!

愛媛県では、県民生活の安定と福祉増進を目的として生活安定福祉基金制度が創設されています。この基金は、町民税の非課税世帯又は同程度の水準と認められる世帯で一時的な所得減や、不慮の疾病、災害などに必要な生活安定資金で、種類は次のとおりです。

ゴミ収集について

最近ゴミの量がだんだん増加し収集場にならなっている家の角や周辺が不衛生になってしまつたことがらを厳守して下さい。

くらしの通信講座

この通信講座は生活センターを常時利用できない消費者を対象に衣食住、全般にわたる基礎的な知識について通信教育を行なうことにより消費生活への関心を高め、くらしの向上を計ることを目的として行ないます。

愛媛県生活安定資金の貸付について!

資金の種類	貸付限度額	利率	据置期間	備考
生活資金	100,000円	無利子	六ヶ月	日常生活を維持するに必要な経費
療養資金	50,000円	"	一年	負傷又は、疾病の療養に必要経費
災害資金	100,000円	"	一年	災害を受けたことによる困窮から必要経費

犬の放し飼いはやめましよう!!

最近放し飼いをしている人が増えて、荒れて住民に迷惑をかけています。放し飼いは、県・町条例で禁止されています。所有者の方は十分気をつけて下さい。

野犬・不用犬の買い上げ日程が決まりました!!

野犬・不用犬の買い上げ日程が決まりました!!

愛媛県生活安定資金の貸付について!

愛媛県では、県民生活の安定と福祉増進を目的として生活安定福祉基金制度が創設されています。この基金は、町民税の非課税世帯又は同程度の水準と認められる世帯で一時的な所得減や、不慮の疾病、災害などに必要な生活安定資金で、種類は次のとおりです。

くらしの通信講座

この通信講座は生活センターを常時利用できない消費者を対象に衣食住、全般にわたる基礎的な知識について通信教育を行なうことにより消費生活への関心を高め、くらしの向上を計ることを目的として行ないます。

犬の放し飼いはやめましよう!!

最近放し飼いをしている人が増えて、荒れて住民に迷惑をかけています。放し飼いは、県・町条例で禁止されています。所有者の方は十分気をつけて下さい。

野犬・不用犬の買い上げ日程が決まりました!!

野犬・不用犬の買い上げ日程が決まりました!!

愛媛県生活安定資金の貸付について!

愛媛県では、県民生活の安定と福祉増進を目的として生活安定福祉基金制度が創設されています。この基金は、町民税の非課税世帯又は同程度の水準と認められる世帯で一時的な所得減や、不慮の疾病、災害などに必要な生活安定資金で、種類は次のとおりです。

連合青年団結成!!

—名取・松・西部・南部地区青年で—

去る五月九日に、名取・松・西部・南部の青年有志14名により、連合青年団を結成いたしました。

一、連合青年団の目的
我々は地域団員の減少のありから、地域にまた三崎町に広大に貢献することが困難な状態にあるため、次のような2大目標を主眼として連合青年団を結成いたしました。

(一)地域社会の発展に努める。
(二)青年の生活を高める。

二、連合青年団のねらい。
近年、青年団員数の減少が著しくその減少に伴って地域に果す役割を、どのような方法で行うべきかを考えて見るに、やはり我々

青年個人が、手を取りあい、助けあい、三書を主体として、地域の発展、いや三崎町の発展のために、若者の情熱を燃やす青年こそがすばらしい真の青年である。

我々連合青年団は、それに一歩ずつ前進し、常に若者らしく社会情勢の波におし流されることなく、いつも前向きな姿勢で社会に立ち向かっていくことを第一のねらいで、第二のねらいが、これからの青年団組織、社会組織は真剣に自分を考える仲間を考へ、家族を考へる。そして郷土の幸せを考えねばならないことである。

またその二つのねらいの中の、一大理想として「横の助けあい、縦

の指導の調和のとれた組織作り」が必要なのはなからうか……。団員数がわずか14名ではありますが、前にかかげているような目的及びねらいのもとに団員が一致協力し、フアイトをもち、今後の活動に、日夜努力をいたすつもりでございますので、皆さまのあたたいご支援、ご協力をお願いいたします。

なお、初代の役員は次のとおりです。

初代連合青年団 役員紹介

役名	氏名	住所
団長	親男 大田	大田
副団長	山本 忠男	大田
事務局長	寺岡 真津美	大田
	太田 甚好	松

税務署からお知らせ

○予定納税と減額申請の手続き!

所得税の予定納税第一期分の納期は、七月一日から三十一日までです。予定納税が必要な方は、税務署から六月月中旬に、「予定納税額の通知書」をお届けすることになっております。是非、期限内に納めていただくようお願いいたします。

なお、この予定納税額は、前年分の所得税額を基にしていますので、本年の税額が通知を受けた予定納税額よりも少なくなると見込まれる方は、手続きをして減額することがあります。例えば、廃業又は休業したとか、水害や地震にあつたり、

家族が病気になる、多くの医療費を支出したとかいう方です。

この予定納税額を減額するための手続きは、七月十五日までです。該当される方は、お早めに近くの税務署にご相談ください。

○災害を受けたとき!

わが国は、その地理的条件から災害の多い国だといわれています。なかでも集中豪雨や台風による被害は、毎年のように各地に発生しています。万一、このような災

害によって重大な被害を受けたときは、税金が徴収猶予されたり、還付されるなどの救済措置がもうけられています。

例えば、災害で住宅や家財の半分以上の損害を受けた方で、年間の所得金額が四百万円以下でしたら災害減免法によって所得税が軽減・免除されます。この場合、二百万円以下の所得の人は所得税の全額が免除され、三百万円以下では二分の一が軽減、そして、四百万円以下では四分の一が軽減されます。損害

が住宅や家財の半分以上であつても、その年の所得の十分の一を超えるときは、その超える金額は、確定申告をするとき、確定申告額から差引かれます。

その他、既に納期限がきているけれども災害のために税金を一時に納めることができないときは、一年以内の期間は猶予を受けることができ、申請・納付などが、その期限までにできないときは、災害のやんだ日から二か月以内の範囲で期限が延長されます。

災害にあつた方には、いろいろな救済措置がありますので、もし不幸にも災害にあつたときは、遠慮なく税務署にご相談ください。

○自動車と税金!

現代はクルマ社会といわれるほど自動車は私たちの生活の中に溶け込んでいますが、自動車にはどんな税金がかかっているのかご存じでしょうか。

まず、自動車自体には、国税として、物品税(乗用自動車のみ)と自動車重量税が、また、地方税としては、自動車取得税や自動車税、軽自動車税があります。

更に、燃料であるガソリンには、国税として揮発油税と地方道路税が、LPガスには、石油ガス税がかかります。また、軽油には、地方税として軽油引取税がかかります。

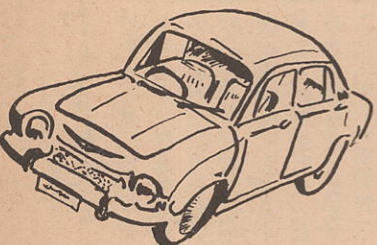
そこで、自動車に関するある税金のうち、物品税と自動車重量税について説明しましょう。

物品税は、一般的に貴金属製品やゴルフ用品、ピアノ、乗用自動車など、主としてしやし性、娯楽性、便益性などの高い物品にかかっています。物品税がかかる物品には、小売店で販売される時に課税されるものと、製造した工場から出荷される時に課税されるものとがあります。乗用自動車の場合は、工場から販売会社等へ出荷するときに課税されます。

この場合の物品税は、自動車の販売価格に含まれ、結果的には、自動車を購入した人が負担することになります。このような税金を所得税や贈与税などの直接税に対して間接税と呼んでいます。

税率は、普通乗用車が二十%、小型普通乗用自動車十五%となつています。

つぎに自動車重量税は、名称のとおり自動車の重量に応じてかかる税金ですが、車検な



三崎町農業委員会 委員決まる!!

区分	氏名	年齢	住所
会長	杉山 茂丸	43	三崎町三崎1034
副会長	梶谷 繁	66	大佐田豊の二合併
委員	笹田 義民	57	二名津100
	加藤吉一郎	63	串三九一
	菊池 甚吉	41	名取乙三六の一
	菊池 正朔	45	正野三三九の二
	岡田 芳久	47	高浦六一
	浅野 武久	36	平磯五
	浜田 繁則	44	明神10九の二
	木屋村敏男	53	与修六三
	今村 武重	55	松四四
	井上 博	50	三崎一七〇
	阿部 宗義	57	釜木一五六
	船山 進	47	名取乙三三〇の三
	溜池 藤政	54	三崎一八七三
	金森 高雄	55	二名津100
	塩崎 進	48	井野浦三〇の三
	山下房太郎	47	三崎一七〇八の甲
	中村 隆夫	55	佐田甲二六
	田中 稔房	46	大佐田三三
	山本源太郎	55	三崎二〇八



夏を元気に乗切りましょう!
子供を海の事故から護りましょう!